

## 【閲覧用】

令和4（2022）年第5回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和4（2022）年4月11日（月）			
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール			
開会	午後2時	閉会	午後3時30分	
	番号	件名	結果	備考
議事及び 議決結果表	議案第20号	農地法第3条の許可申請について	許可	16件
	議案第21号	農地転用事業計画変更申請について	取下げ	1件
	議案第22号	農地法第5条の許可申請について	許可相当	6件
	議案第23号	農用地利用集積計画（利用権設定）について	決定	63件
	議案第24号	農用地利用集積計画（所有権移転）について	決定	1件
	協議第3号	農地改良について	受理	1件
	協議第4号	現地調査班の編成について	決定	
	協議第5号	飯塚市農業委員会小委員会委員の選出について	決定	
	協議第6号	飯塚市農業振興地域整備促進協議会会員の推薦について	決定	
	協議第7号	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について	決定	
	協議第8号	飯塚市農業再生協議会委員の選出について	決定	
	協議第9号	飯塚市都市計画審議会委員の選出について	決定	
	協議第10号	飯塚市穂波共同育苗施設運営委員の選任について	決定	
	報告第11号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について	済	22件
	報告第12号	農地等を自作している旨の証明について	済	2件
報告第13号	引き続き農業を行っている旨の証明について	済	1件	
報告第14号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について	済	1件	
報告第15号	農地転用完了等の報告について	済		
出席委員	農業委員	18人	農地利用 最適化推進委員	11人
欠席委員	農業委員		1人	
署名委員	4番	高野 敏治	5番	多田 憲昭
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功
	主任	安藤 正絃	主事補	野中 智仁
	会計年度職員	市吉 英男	会計年度職員	松隈 光明

農業委員出席状況 (18名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	×	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (11名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 真二	○
2	幸崎 黙	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	○	18	久井田 和則	○
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	○	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	○
7	城丸 浩二	—	22	稻富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	○
13	大庭 良幸	○	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	○

## 議案第20号第1項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(3番推進委員：三村委員)</p> <p>本案件につきましては3条ですから、所有権の移動ということになります。従いまして、4条5条ほどには複雑性がないというふうに理解をしておりますが。この内容の法的要件の確認については、事務局が確認をしているということで、これはたぶん問題ないというふうに思っているところであります。しかしながら、残念なこともひとつあります、ちょっと述べさせていただきたいんですけど。この時期が委員の交代の時期であったということも1つありますし、法的要件がないこともありますけれども、地元への相談といいますか連絡というか、そういうものはありませんでした。私はこの推進委員とともにですね、地区の農区長も兼ねておりますが、全くこの件については事務局から連絡があるまで全く存じ上げませんでした。元の所有者は病気をして農業を続けていくことについて困難性があるということは理解をしておりましたけれども。まあ、その売却はあり得るとはそら思いましたけどね。地区外の人なんですね、譲受人が。■の方であります。先ほど言わされましたように十分な農地を管理しながら営農されておるということで、その点についてのですね、問題はないというふうに思っておりますけども。そういう遠隔地におられる方が土地を譲り受けられる。そりやまあ地球の果てじゃないから物理的にできないということはないとは理解はしておりますけど。かなりの制約を受けるんじゃないいか、こういう思いを持ってます。新規就農の場合はですね、行政やJAとかいろんな組織が入ってその受け入れのための話をしますから、そういう場合のことについては、問題はないということあります。しかしながら、売買についてはですね。そういう調整等がないということありますから。そこですね、いきなり地区外の人がこの用地を買いますよ、ということについてはですね。ある程度事前に農区長とかですね生産組合長もそうなんですけど、こういう話があるというぐらいのことはなんかお知らせがあつてもいいんじゃないかなというふうに正直思いました。農地については周囲の農地との相互に影響が大きいですから。地区の人間が協力し合って、農業をやっていくために色々努力をしてるわけですから。いきなりですね、そういう方が売買で農業をするということについてはですね、非常に戸惑いを持ってます。まだ一度も私も会ってませんから、どういう方なのかも全然わかりません。そういうことがありましたので、これは法的要件はないんでどこまで指導できるか、今で</p>		

	<p>も行って説明しなさいとかいうことは言ってあると思いますけど、さらに一層ですね、やっていただければありがたいなということあります。以上です。</p> <p>(事務局)</p> <p>三村委員からの報告を受けましてですね、私どもの方もですね、今回が委員の改選の時期だったということもございますけども。本人様の方には三村委員の方にも報告すると同時に、申請人の方にも「3条の申請を出しました。」と必ずご連絡してくださいというのは私の方から伝えしております。ですが、いま報告なさったとおり実際に報告がされてないし、申請人からのあいさつもないということで、そこら辺は私の伝え不足でございます。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>(議長)</p> <p>それでですね。今からでもいいから、ちゃんとね。地元の推進委員さんに報告に行くように指導してください。いいですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>はい。</p> <p>(議長)</p> <p>じゃあ三村委員ようございますかね。はい。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	許可

#### 議案第 20 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16 番推進委員：山本委員)            去る、4 月 6 日水曜日に譲受人の [REDACTED] と現地で会い、説明を受けました。[REDACTED] はもうすでに [REDACTED] 耕作されておりまして、トラクター等の農機具も所有されております。また、この [REDACTED] は [REDACTED] されております。以上のことから本件については問題ないと思います。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

#### 議案第 20 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
--------	------------

地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	本件の譲受人は新規就農希望者です。令和2年4月22日に申請地を取得し、農地を始めたいと相談が最初にございました。その後、営農計画等の書類を提出していただき、執行部、地区を担当する農業委員・推進委員での精査および協議を行った後、譲受人と直接面談を行い、譲受人の営農に対する意思を確認したうえでの3条申請となっております。		
補足説明	なし  (21番推進委員：中野委員)  4月8日、事務局のほうと現場を見ております。ただし、本件の譲受人は新規就農者です。就農希望者です。全員がこれまで対応してきた内容を少し説明いたします。最初事務局のほうからありましたように、最初は令和2年4月22日に申請地を取得し、農業を始めたいとの相談であったと聞いております。ただし、当時学生であったということです。卒業後の令和3年4月21日に会長、これは地区担当の農業委員・推進委員、事務局で提出書類の精査および譲受人からの営農計画書、それに付随して飯塚指導普及センターの見解として、計画には問題ないということが出ております。令和3年11月5日、先ほど申しました会長さん、担当の農業委員さん、推進委員さん、譲受人と直接面談を行ったそうです。で、営農の意思確認をしたそうですが、その上での3条申請を受け付けたことになったとのことでした。当地区を担当する推進委員の意見としては、新規就農者、全く農業経験ありません。農園または農業施設、農業に関する学校。そういうところでですね、それ相応の農業としての実務研修、そういうものが必要じゃないかと。またそういうことがないと、誰も彼もが農地を「私はこの農地を買うばい。」とそういうことにならせんかなと、そういう歯止め対策が必要じゃないかと思います。そういうことを併せ持つて、審議のほどよろしくお願いします。		
地区推進委員報告	  (4番農業委員：高野委員)  いま推進委員の方からも何度も説明ありましたよね。この申請者、3度取り下げてありますね。いま推進委員さんが言わされたように、新規就農の研修も受けない。結局、それで自分もつい先日、事務局に新規就農としての要件は示してくれないかと電話で言っておいたはずです。その回答はどんなふうになりますかね。新規就農者の条件。ほとんどの前おられる農業委員さんは大体新規就農者の条件ち言うことは分かってあると思いますけど、今度新規になられた農業委員さんがここのところが分かってないと思うんですよ。新規就農者としての要件を農業委員会の方でこうこうと言って、ルールと言うんですかね、新規就農の。こここのどこ決めてもらいたいと思いよるんですよ。それでいま推進委		
質疑・意見			

員さんが言われるとおり、全然研修もしない、ただ土地を取得したい。この新規就農の場合 3 年 3 作ですよね。収支決算書から。結局、初めて収穫物ができるて、売って、自家消費じゃだめなんですよ。3 年 3 作これどつかの売買証明書とか売り上げ証明書なりしてもらわんと。そしたらいま推進委員さんが言われるようになら誰でも土地買える、新規就農者になれるんやないかとしか思わないんですね。

(事務局)

飯塚市農業委員会において、新規就農時における農業委員会の対応というところで、平成 20 年の 4 月 10 日の総会において、こういうふうな対応で新規就農者を認めていこうと審議されて、可決されております。この分について議長、お配りしてよろしいでしょうか。

(議長)

はいどうぞ、配って下さい。届きましたですかね。それでは事務局説明をお願いします。

(事務局)

先ほど言いました、平成 20 年 4 月 10 日提出分の総会審議の分の内容でございます。こちらは先に小委員会の方で審議された後、総会での報告事項で審議され協議されたものです。新規就農者に対してはこれを基にして判断をさせていただいているところでございます。新規就農の方については流れとして、相談が一番初めにきて、そのあと当人から聞き取り調査を行います。その聞き取り調査の中で聞き取るのが、先ほどお配りしました協議書の中に書かれておりますけれども、「農業従事者 70 歳以下であること。農業経験の有無。希望する農業の形態。希望する作物。就農希望地域。農地確保の見込み。農機具の保有状況等々」をお聞きしましたのち、営農計画書等の提出を頂きます。書類の審査を事務局を含めた担当地区の農業委員・推進委員でさせていただいて、何回か協議もさせていただくというところになってます。高野委員が言われますとおり、新規就農で 3 条で農地を取得した場合には、3 年間は別のものに転用できません。なおかつその間に 3 回作物を作付けしてくださいというところがございます。その間、3 年 3 作が終わらない限りは他の農地、いま作付けしている農地を別のものに転用はできないということになっております。前にもちょっと質問がございましたけども、この新規就農だけじゃなくて、3 条で取得する場合は自ら耕作する面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上でなければならぬと今のところはなっております。そういうところを勘案しまして、新規就農での 3 条の申請を認めるか認めないかを精査しているところでございます。

(4 番農業委員：高野委員)

いま言われた大体の内容は分かります。しかし、5 反以上耕作されて、自家消費はされるわけじゃないでしょう。

(事務局)

実際ですね、5 反以上の作物を何かしら作った場合、自家消費のみでは消費はできないと思っておりますし、営農計画等でその販路についても内容をお聞きして、どこに売っていくというところの予定は一応聞かせていただいてるこ

ろであります。

(4番農業委員：高野委員)

販売先も確認してあるわけでしょう。どこに譲り渡す、売るか。

(事務局)

販売先を確認と言いますか、ここにこういうふうに売りたいというところは、予定としてお聞きしているところでございます。

(4番農業委員：高野委員)

3年後にミカンか梨かなんか分からんですけど、自家消費だけじゃ結局これだめやないんですか。販売先に売って初めて、収穫物を作って販売してそれで営農して、初めて農業やないですか。

(事務局)

前回も営農といいますか、農業とはというところで質問がありました。私いたしましては、「農地を適正に管理して営利目的で農地を耕作する。また収穫・販売する。というところが農家としての定義である。」と認識しておりますので、もちろん、3条で購入するということは農地を農地として取得する。なつかつ、その農地を利用して営農していくというところが第一だと考えておりますので、その部分については農地を有効利用していただくことが第一前提だと考えております。

(4番農業委員：高野委員)

確かに言われようことは分かりようとですけど。3年後に販売証明書あたりは結局、何度も言うように自家消費じゃだめなんですよ。だめちゅうことではないとですけど。5反以上、自家消費になりました。そして3年後このまんまで新たにまた土地が取得できるんですよ。悪用すれば。そして結局、研修もいま推進委員さんが言われるように受けてないでしょうが。あと皆さんどんなふうかご審議をお願いします。

(19番農業委員：原田委員)

先ほどからですね、推進委員さんの説明、高野委員の話をじっと聞きよりましたですね。私の思いますことは、新規就農者であることはそりやまあ確かにしうが、やはりそれだけのまだ知識もない状態で農業に足を突っ込むということは、まあ今時悪い話ではないですけど。やはり本当に自分が本腰で農業やろうというのなら、今どの程度機械を持ってあるのか、また今からどれくらい機械をそろえられるのか。それから5反2畝の田んぼを昔のような農耕作業ではできる問題じゃないと思います。やはりもう今、すべてある程度機械がそろっておかないとできないと思います。5反にしても米の数量、反8俵を取るでも、40俵は取れますからね。自己消費と言うても自分の家でいる米はそう大しているものではありませんからね。やはり今、高野委員が言われるように販売先などもきちんと明記すべき。それから今後は十分に機械もそろえて、研究しながら農業に進んでいくという、そこのとこの明白なことは必要だと思います。

(議長)

何か答えがいりますかね。そういう指導をしてくださいということで良いんでしょうかね。

	<p>(13番農業委員：奥野委員)</p> <p>前例を知らないんですけど、この方は3回目の申請というふうな説明をさつき言われてたんですけど。現在新規就農というのはもうされてるんですか、農業を。それとも全く今サラリーマンなんですか。結局、3回申請したということは1ヶ月、2ヶ月じゃないと思うんですよ。半年なり1年前からしてあるんなら、それなりの借地かなんかで農業をしてあって、収入があつてもおかしくないかなと思ったんですよ。それとも全くサラリーマンかなんかしてあって、今現在も全く農業所得がないのかどちらの方なのかな。</p> <p>(事務局)</p> <p>新規就農者という形ですけれども、今は農業を全くされてない方です。農地を持たれてなくて、これから農業を始めようという方が新規就農者となっております。</p> <p>(議長)</p> <p>事務局。いままでのね、例えば面積がよく測ったら5反なかつたと。それとそれから、取り掛かりの理由というか。そのあたりの経過をちょっと説明してもらえたら、全くの新規就農者ではない、まあ新規就農者にはなるけどね。そのあたりの経過をちょっと説明してもらえば、皆さん方ご理解されるのではと思いますけど。</p> <p>(事務局)</p> <p>先ほど少し説明させていただきましたけれども、昨年令和3年の11月に最終的にご本人、譲受人の[REDACTED]と執行部、担当地区的農業委員・推進委員を含めたところで、面談をさせていただきまして。「やるよ」という確認ができました。その後、12月の総会の時に1回申請を受け付けて、総会の協議をしていただこうとしていたのですが、正副会長の現地調査の時に農地の範囲を示しておいてくださいと、どこからどこまでが農地なのかを示しておいてくださいと言ったところ。示してはありましたが、字図と形が合わない所がございました。これでは検討のしようがないということで、取り下げていただきました。2回目が3月の総会に上程させていただいて、農地の範囲はきちんと示されていましたが、農地の中に管理用道路が一部取り込まれている所がありました。それが軽微な変更内で認められる200m<sup>2</sup>を40m<sup>2</sup>ぐらい超えてたので、そこを農地として戻すまでは3条申請を受け付けません。ちゃんと是正してください。というところで2回目の取下げをさせていただいております。今回がそのあたりまでの是正ができたうえでの申請となっております。</p>
審議結果	許可

#### 議案第20号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		

	[REDACTED]
備考	贈与
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(30番推進委員：高松委員) 4月6日に農業委員の原田さんと現地の申請地の現地調査を行いました。申請どおり、何の問題もありませんでした。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第20号第5項 農地法第3条の許可申請について

※議案第20号第6項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	交換		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(26番推進委員：佐野委員) [REDACTED]および[REDACTED]の農地を[REDACTED]と[REDACTED]さんの間で農地を集約し、農業経営の向上を図る目的で交換するものです。現地はですね、4月7日に[REDACTED]本人と立会し、説明を受けました。なお、地元関係者の承諾も受けており、問題ないものと思われます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第20号第6項 農地法第3条の許可申請について

※議案第20号第5項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	交換		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	議案第20号第5項の中で、まとめて記載済。		

質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 20 号第 7 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(26 番推進委員：佐野委員) 譲受人の [ ] と譲渡人の [ ] との間で農地の売買を行うものです。譲受人の [ ] は現在、農業兼会社員として農地 [ ] を耕作されており、農機具も所持されておりますので問題はないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 20 号第 8 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	今回 3 条申請で取得される農地は利用権設定をされていた農地が約 8 割。あと 2 割が新規取得される農地。		
地区推進委員報告	(26 番推進委員：佐野委員) 譲受人が [ ] 、譲渡人が [ ] ほか 7 名との間で農地の売買を行うものです。譲受人の [ ] は現在、農業兼自営業として農地 [ ] を耕作しており、今回、規模の拡大を目的として農地を購入されるものです。農機具も所持していますので何ら問題はないと思います。		
質疑・意見	(17 番農業委員：小山委員) 今まで利用権を設定してあって、今度それを売買で取得するということでございますが、この方の農業形態は全部水稻なんですか。他の何かがしてあるから取得されるのか。利用権と売買とで農業形態についてほとんど変わりはない		

	思いますが、経営内容についてだけ教えていただきたいと思います。 (事務局) 譲受人の [REDACTED] につきましては、現在水稻をされております。購入後も同じように水稻、米ですね作るような形で行っていくということを聞いております。
審議結果	許可

議案第 20 号第 9 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 [REDACTED]	耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	議案第 20 号第 8 項の中で、まとめて記載済。		
地区推進委員報告			
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 20 号第 10 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 [REDACTED]	耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	議案第 20 号第 8 項の中で、まとめて記載済。		
地区推進委員報告			
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 20 号第 11 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地	[REDACTED]	
地目、面積	[REDACTED]	

譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第20号第8項の中で、まとめて記載済。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第20号第12項 農地法第3条の許可申請について

※議案第20号第8項から16項まで一括審議

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第20号第8項の中で、まとめて記載済。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第20号第13項 農地法第3条の許可申請について

※議案第20号第8項から16項まで一括審議

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第20号第8項の中で、まとめて記載済。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 20 号第 14 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第 20 号第 8 項の中で、まとめて記載済。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 20 号第 15 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第 20 号第 8 項の中で、まとめて記載済。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 20 号第 16 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 20 号第 8 項から 16 項まで一括審議

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		

補足説明			
地区推進委員報告	議案第 20 号第 8 項の中で、まとめて記載済。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 21 号第 1 項 農地転用事業計画変更申請について

※申請取下げ

土地の所在地 地目、面積			
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成中	農地 区分	1 種 (農用地区域内にある農地)
当初転用者			
承継者	――		
当初事業計画	田から畑に改良するため一時転用（令和 3 年 10 月 31 日までの一時転用）		
変更後事業計画	田から畑に改良するため一時転用（令和 5 年 10 月 14 日までの一時転用）		
備考	令和 2 年 10 月 15 日付け 2 飯農第 46 号 -9 にて許可を受けていたもの。		
造成			
進入口			
土留め			
被害防除			
雨水排水			
生活雑排水			
工事計画期間			
水利同意			
第 5 条第 2 項各号			
補足説明	農地転用計画変更申請を取り下げたもの。		
地区推進委員報告			
現地調査報告			
質疑・意見	なし		
審議結果	取下げ		

議案第 22 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (10ha 未満)

	[REDACTED]		
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	事務所 1棟 85.29 m <sup>2</sup>		
備考	売買 隣接雑種地 [REDACTED] を含め、計画面積は [REDACTED] となる。		
造成	最大 100cm 程度の盛土工。		
進入口	北東側市道からの進入。		
土留め	進入路を除く北側、東側、南側及び西側において、L型基礎及びコンクリートブロック擁壁を設置。 北西側及び東側境界から水路の間については、張りコンクリート施工。		
被害防除	進入路を除く北側、東側、南側及び西側において、高さ 120cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に U 字側溝、溜柵を敷設し、VP 管を経由後、東側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、東側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 4 年 5 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 及び [REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 個人資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 4 月 4 日現地において、譲受人より詳細な資料に基づき説明を受けました。当該申請地は国道 200 号線沿いの極小の農地で、周辺には事業所や民家が多く存在し、また地元生産組合の同意もあり、計画どおり施工であれば問題ないと思われます。		
現地調査報告	4 月 4 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

#### 議案第 22 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種住居地域 及び第一種中高層 住居専用地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		

転用目的 施設の概要	太陽光発電設備
備考	売買
造成	整地のみ実施のため、切土及び盛土工は行わない。 西側において、防草シートの設置。
進入口	東側隣接道路から進入。
土留め	造成を行わないため、土留壁の設置なし。
被害防除	申請地周囲にフェンスの設置。(進入口部分は扉式となる。)
雨水排水	申請地西側にU字溝を敷設し、南西側に存在する既存排水管を経由し、農業水路に放流。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和4年5月1日から同年7月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金)自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 3月9日に農区、それに業者の方と現地で色々話し合いをしました。その後で農区の同意ももらっております。事務局の説明どおり施工されれば問題ないと思います。
現地調査報告	4月4日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第22号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 122.55 m <sup>2</sup> 建ぺい率 27.47%		
備考	売買		
造成	最大100cm程度の盛土工。		
進入口	南側市道からの進入。		
土留め	北側、東側及び南側の一部において、コンクリートブロック擁壁を設置。 西側において、道路中心線から1mの位置までセットバックを行い、セットバック部分へコンクリートブロック擁壁を設置。		

被害防除	北側、東側、西側及び南側の一部において、高さ 80cm フェンスを設置。
雨水排水	申請地内に U 字側溝、溜枠を敷設し、南側及び西側道路側溝へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、西側道路側溝へ放流。
工事計画期間	令和 4 年 5 月 15 日から令和 4 年 12 月 15 日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 4 月 2 日に申請者代理人の吉岡土地家屋調査士より説明を受けました。一般住宅建設を目的とした転用申請で計画周辺は宅地、道路、防火水槽と接しており、隣接する農地はありません。また生活雑排水は合併処理浄化槽を設置され、雨水処理同様に既存の道路側溝に配水する計画です。説明を受けました後に現地を調査しましたところ、宅地の中に残された農地で農地利用の集団化・効率化に支障を及ぼすことはないと考えられます。なお、地元生産組合への説明、また了承も得られておりますので、計画どおり施工されれば転用許可については問題ないと考えております。
現地調査報告	4 月 4 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 22 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■	農地区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■■■		
転用目的 施設の概要	倉庫、事務所及び店舗敷		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。造成後の表面は露天砂利敷。		
進入口	申請地南側に幅 8m の進入路を設置。		
土留め	特段の施工なし		
被害防除	特段の施工なし		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地東側、西側及び北側に集水枠を設置し、雨水枠を経由し道路側溝へ放流。		
生活雑排水	雨水排水同様の経路にて排水。し尿処理水は汲み取り式を設置。		

工事計画期間	令和4年5月15日から令和4年10月30日まで
水利同意	生産組合及び生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	始末書添付あり。 (合併以前より農地の一部を駐車場として利用をしていたため) (10番農業委員:吉原委員) ※ 4月7日の木曜日に申請者の代理人である松生土地家屋調査士と現地で説明を受けております。転用目的は隣接する[REDACTED]の食糧倉庫となっております。建設する施設には倉庫のほかに食肉の加工場、販売所も兼ねております。申請農地の一部は合併前に駐車場として一時利用していた経緯もあり、本申請においても始末書が添付しております。地元生産組合からの水利承諾も得ており事務局の説明など、このとおりに施工されれば問題ないと思っております。
地区推進委員報告	4月4日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
現地調査報告	なし
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第22号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	1種 (10ha以上) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 4棟 827.06 m <sup>2</sup>		
備考	売買 令和4年3月3日付け飯塚市告示第42号にて農振農用地除外済み。 令和4年3月15日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大60cm程度の盛土工。		
進入口	南側市道からの進入。		
土留め	北側、東側において、L型擁壁及びコンクリートブロック擁壁を設置。 北側境界から水路までの間については、張りコンクリート施工。 西側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 南側において、道路中心線から幅3mの位置までセットバックを行い、セットバックラインへ擦り付け。		
被害防除	北側、東側及び西側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に落蓋式側溝及び溜枡を敷設し、VP管を経由後、北側水路へ放流。		

生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和4年5月15日から令和5年1月30日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 個人及び金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12番推進委員:星野委員) 4月5日申請者の代理人より、図面等で説明を受けました。4月6日には現地調査を実施いたしました。当該申請地の周辺は新興住宅が広がり、今回につきましてはアパート、集合住宅4棟の建設計画であります。なお、地元■の生産組合の同意もあり、計画どおりの施工であれば何ら問題なし。
現地調査報告	4月4日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第22号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	賃借権		
借主	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地区分	2種 (10ha未満)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	駐車場敷		
備考	なし		
造成	最大100cm程度の盛土工、クラッシャーラン敷転圧。		
進入口	申請地北東部に幅4mの進入路を設置。		
土留め	進入路及び申請地北東側一部を除く全方位にCP型枠ブロック積みを敷設。		
被害防除	新設するCP型枠ブロック積みに高さ90cmのフェンスを設置。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地南側に側溝を設置し、油水分離槽・溜柵を経由し東側既存水路へ放流。		
生活雑排水	なし。		
工事計画期間	令和4年5月15日から令和4年8月31日まで		
水利同意	■ 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(27番推進委員:谷委員)		

	4月6日に現地を確認のうえ、近くにあります [REDACTED] に赴き責任者の方から聞き取りを行いました。さらにその日の夕方に設計担当者の [REDACTED] と会い事業内容について説明を受けました。転用目的は譲受人である [REDACTED] の駐車場です。販売する車両を30台程度置く計画になっております。問題になります用排水ですが、特に配水面においても設計書を見て何ら問題はなく、また [REDACTED] の生産組合との水利承諾も得ております。事務局の説明どおり施工されるのであれば問題なし。
現地調査報告	4月4日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第23号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	173,442.03 m <sup>2</sup>	
	畑	0.00 m <sup>2</sup>	
	樹園地	0.00 m <sup>2</sup>	
	採草放牧地	0.00 m <sup>2</sup>	
	計	173,442.03 m <sup>2</sup>	
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	58,521.03 m <sup>2</sup>
		(6年以下)	54,221.00 m <sup>2</sup>
		(10年以下)	44,744.00 m <sup>2</sup>
		計	157,486.03 m <sup>2</sup>
	野菜	(3年以下)	7,504.00 m <sup>2</sup>
		(6年以下)	7,722.00 m <sup>2</sup>
		計	15,226.00 m <sup>2</sup>
	その他	(10年以下)	730.00 m <sup>2</sup>
		計	730.00 m <sup>2</sup>
	計	(3年以下)	66,025.03 m <sup>2</sup>
		(6年以下)	61,943.00 m <sup>2</sup>
		(10年以下)	45,474.00 m <sup>2</sup>
		計	173,442.03 m <sup>2</sup>
設定内容	別紙一覧表のとおり		
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第24号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
-----	--	-------------	------------

譲渡人	[REDACTED]	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和4年4月28日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第3号第1項 農地改良について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
申請人	[REDACTED]
変更理由	田から畠へ農地改良
備考	(工法) 盛土最大 50cm (工期) 令和4年4月15日～令和4年6月30日
補足説明	なし
地区推進委員報告	(5番推進委員：高木委員) 先日現地に行き、申請人とお会いしまして現地の確認を行っております。この現地につきましては苺の育苗施設を移転するということで届け出があつてていると思います。別に問題はありません。
現地調査報告	4月4日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
審議結果	受理

協議第4号 現地調査班の編成について

第1班(奇数月)			第2班(偶数月)		
	◎会長	須堯 忠臣		◎会長	須堯 忠臣
	◎副会長	藤井 光生		◎副会長	藤井 光生
議席	選出	委員名	議席	選出	委員名
3	一般	橋本 周	4	農業者	高野 敏治
5	農業者	多田 憲昭	6	農業者	新開 剛
7	一般	岡松 美由紀	8	団体	谷口 一峰
9	農業者	水間 惣吾	10	団体	吉原 文明
11	一般	藤田 武治	12	一般	嶋田 百合子
13	団体	奥野 智明	14	農業者	田中 一平
15	団体	畠中 五恵子	16	団体	嶋田 正志
17	農業者	小山 光治	18	農業者	伏原 和也
19	農業者	原田 敏行			

説明	(事務局) 総会前日の転用案件の現地調査の班構成となり、奇数月に奇数の議席番号の委員、偶数月に偶数議席の委員を振り分けるよう提案。なお、正副会長は常時出席。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

#### 協議第5号 飯塚市農業委員会小委員会委員の選出について

第1小委員会		第2小委員会	
選出	委員名	選出	委員名
オブザーバー	会長・副会長	オブザーバー	会長・副会長

#### ※小委員会の役割

農業委員会等に関する法律第6条に規定する農業委員会の所掌事務において、調整を要する事案を調査審議する。

第1小委員会～ ○主に農地を農地以外に転用する場合の許可行為に関する調査審議

第2小委員会～ ○主に認定農業者等の担い手育成及び確保、農地の利用集積等に関する調査審議

説明	(事務局) 前回は第一小委員会を農業者から選出された委員、第二小委員会を農業者が組織する団体および一般公募から選出された委員で構成しており、今回も同様にしたい。なお、第一小委員会においては、副会長が委員長を務め、会長はオブザーバーとして参加し、第二小委員会においては、正副会長はオブザーバーとしての参加となります。
質疑・意見	(4番農業委員：高野委員) この小委員会必要なのでしょうか。前回の農業委員させてもらったとき、第一小委員会に入っていたが、結局、小委員会で決議したことを決定事項ではないとして小委員会の決定事項を総会の中で撤回された。小委員会の中で決めたことを報告もさせてくれなかった、前回の時は。果たして、小委員会がいるんやろかと自分は思います。 (事務局)

飯塚市の農業委員会総会、会議規定を見ておりますが、「第20条小委員会の委員長はその事務が完結したときは総会にこれを報告しなければならない。」となっております。それはいつ頃の小委員会ですか。

(4番農業委員：高野委員)

私が前回小委員会に入っていたときのですよ。[REDACTED] じゃないけど小委員会に付託されていて、それは付託事項ではないと言って撤回されて、報告もさせてもらえないかった。小委員会で決まった議決のあれも、小委員会に任せられないと言われたものだから。前会長の時は報告もさせてもらえないかった。今の会長じゃなくて、すみませんけど。その時の議長は報告事項を報告しようとした時にそれも受け付けてくれなかった。前会長の時は。だから、果たして小委員会が必要なのかなと思う。

(事務局：局長)

前回の小委員会の件につきましては申し訳ございません。報告までがあつたかどうかというところなんですけども。今回の小委員会につきましては、先ほど係長から説明しましたとおり、第一小委員会・第二小委員会こちらで検討していただきたいうえで、決定事項を総会で報告していただきたい、その分につきましては対応していかなければ、対応していくということで考えております。

(4番農業委員：高野委員)

じゃあ、今度小委員会での決定事項は報告させてもらえるんですね。

(事務局)

はい。

(4番農業委員：高野委員)

前農業委員の時は小委員会で決まったことも報告もさせてくれなかつたから、結局全員で決めるような形になって、もう小委員会はいらないのではないかと。もう小委員会の意味がないのではないか。だから言つてゐるんですよ。

(事務局)

先ほど言いましたとおり、今後につきましては小委員会で決まった事項等々につきましては、総会で報告いただくという形を取らせていただきたいと思いまますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

私も事務局が回答したとおりしたいと思いますので。回答のとおり、小委員会で審議した内容については総会で報告するということでようございましょうか。

(4番農業委員：高野委員)

はい。

(5番農業委員：多田委員)

いま4番の高野さんが言ったとおり、先ほど事務局の答えがありましたよね。20条の関係で一応報告するということになっておりますと。させなかつた理由を一回事務局は調べておいた方が良いんじゃないですか。やっぱり、報告させないといけないのではないですか。ここも書いてありますよね、「調整を要する事案は調査・審議する」と。審議する以上は報告をしてもらうのが当たり前

	<p>だと思います。</p> <p>(6番農業委員：新開委員)</p> <p>いま4番と5番の委員さんが言われましたが。私もちよつと記憶が確かでないので、事務局に調べて欲しいです。ただし、私が前3年間おるときに、小委員会の決定事項は総会の決定事項とイコールじゃないかという審議がされたような気がする。そうではなく、報告事項ですという、記憶が私にはあるので、その辺も事務局は調べておいてください。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、お調べいたしまして分かりましたら、皆様方にご報告させていただくという形でよろしいでしょうか。</p> <p>(議長)</p> <p>ようございますかね。</p> <p>～異議なし～</p>
審議結果	決定

第1小委員会		第2小委員会	
委員長		選出	委員名
副会長	藤井 光生	団体	奥野 智明
選出	委員名	団体	谷口 一峰
農業者	伏原 和也	団体	吉原 文明
農業者	小山 光治	団体	嶋田 正志
農業者	水間 惣吾	団体	畠中 五恵子
農業者	田中 一平	一般	嶋田 百合子
農業者	多田 憲昭	一般	岡松 美由紀
農業者	高野 敏治	一般	藤田 武治
農業者	新開 剛	一般	橋本 周
農業者	原田 敏行	オブザーバー	須堯 忠臣
オブザーバー	須堯 忠臣		藤井 光生

#### 協議第6号 飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

推薦依頼(5人)	委員名	現委員名
1		須堯 忠臣
2		(茅野 兵次郎)
3		(上田 高志)
4		(大熊 真)
5		新開 剛

#### 飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則の抜粋

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(1) 農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項

- (2) 農業振興地域整備計画について本市が提出する意見に関する事項  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、農業振興地域整備計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会の委員  
 (2) ~ (5) 略

任期：2年（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

説明	(事務局) 飯塚農業振興地域整備促進協議会規則第4条第1項の規定に基づき、飯塚市長より委員の推薦依頼がありました。協議会委員の任期は2年です。この協議会の委員には、飯塚・穂波・筑穂・庄内・額田地区から各1名をご選出いただきます。総会終了後に各地区委員で協議・決定いただきたい。
質疑・意見	なし
審議結果	決定 飯塚地域：伏原 和也 穂波地域：田中 一平 筑穂地域：高野 敏治 額田地域：原田 敏行 庄内地域：新開 剛

推薦依頼(5人)	委員名	現委員名
1	伏原 和也	須堯 忠臣
2	田中 一平	(茅野 兵次郎)
3	高野 敏治	(上田 高志)
4	原田 敏行	(大熊 真)
5	新開 剛	新開 剛

#### 協議第7号 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について

推薦依頼(5人)	委員名	前委員名
1		(奥野 由佳)
2		岡松 美由紀
3		高野 敏治
4		新開 剛
5		畠中 五恵子

#### 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会規則の抜粋

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 認定農業者・担い手等の育成・確保・指導に関する事項  
 (2) 農業農村男女共同参画の推進に関する事項

- (3) 高齢者活動促進等に関する事項
- (4) 新規就農者の確保・育成・指導に関する事項
- (5) 農地の利用集積に関する事項
- (6) 経営構造対策に関する事項
- (7) 農業生産及び畜産の振興に関する事項
- (8) 福岡嘉穂農業協同組合各生産部会の育成・指導・振興に関する事項
- (9) 農業政策における国庫・県単事業に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な活動に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)～(6) 略
- (7) 市農業委員会の委員
- (8)～(9) 略

任期：3年（前任委員の残任期間である令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

説明	(事務局) 飯塚市農業経営・生産対策協議会委員については、任期が3年です。農業委員会に割り当てられている委員数は5名であり、飯塚・穂波・筑穂・庄内・穎田の各地区から1名の農業委員が選出されます。なお、任期については、承認から3年ではなく、前回委員の残任期間である令和6年3月31日までの2年間の期間を引き継ぎます。前回同様、女性委員のいる地区については、女性委員の選出をお願いします。また、総会終了後に各地区委員で協議・決定いただきたい。
質疑・意見	なし
審議結果	決定 飯塚地域：奥野 智明 穂波地域：岡松 美由紀 筑穂地域：吉原 文明 庄内地域：嶋田 百合子 穎田地域：畠中 五恵子

推薦依頼(5人)	委員名	前委員名
1	奥野 智明	(奥野 由佳)
2	岡松 美由紀	岡松 美由紀
3	吉原 文明	高野 敏治
4	嶋田 百合子	新開 剛
5	畠中 五恵子	畠中 五恵子

協議第8号 飯塚市農業再生協議会委員の選出について

推薦依頼(1人)	委員名	前委員名
1		須堯 忠臣
飯塚市農業再生協議会規約の抜粋		

(目的)

第3条 再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(再生協議会の会員)

第5条 再生協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1)から(7) 略
- (8) 農業委員会代表 1名
- (10)から(13) 略

任期: 3年(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)

説明	(事務局) これまで飯塚市農業再生協議会の委員は農業委員会会長に依頼していましたが、今回は執行部内での協議の結果、副会長にお願いしたい。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

推薦依頼(1人)	委員名	前委員名
1	藤井 光生	須堯 忠臣

協議第9号 飯塚市都市計画審議会委員の選出について

推薦依頼(1人)	委員名	前委員名
1		須堀 忠臣

飯塚市都市計画基本方針の策定や各種事業の計画決定に際し、調査審議を行うもの。

市長による任命

任期: 2年(前委員の残任期間である令和4年4月1日から令和5年5月31日まで)

説明	(事務局) 例年、推薦依頼があった時点での農業委員会会長が審議会委員となっています。今回も農業委員会会長にお願いしたい。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

推薦依頼(1人)	委員名	前委員名
1	須堀 忠臣	須堀 忠臣

協議第10号 飯塚市穂波共同育苗施設運営委員の選出について

推薦依頼人数	委員名	前委員名
1人(穂波地域)		水間 惣吾

飯塚市穂波共同育苗施設管理運営規程の抜粋

(運営委員会)

第4条 この施設に農家代表及び関係機関でもって構成する運営委員会を設置し、施設の適正且つ効率的な運営を図るため次の事項を審議する。

- (1) 年度別利用計画の樹立
  - (2) 本施設の運営計画と利用料金
  - (3) その他管理運営上に必要な事項
- 2 運営委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 農業委員会（穂波地域代表） 1名
- (2) 普及指導センター 1名
- (3) 福岡嘉穂農業協同組合 1名
- (4) 飯塚市穂波支所 1名
- (5) 生産組合（農家代表） 12名
- (6) 学識経験者 若干名

任期：2年（前委員の残任期間である令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

説明	(事務局) 本施設は飯塚市津原にあり、福岡嘉穂農業協同組合が管理運営を行う施設です。施設の適正かつ効率的な運営を図るため、運営委員会が設置されています。運営委員については任期が2年です。穂波地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の中から代表を選任いただくことになります。つきましては、穂波地区委員で協議・決定いただきたい。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

推薦依頼人数	委員名	前委員名
1人（穂波地域）	河邊 敏浩	水間 惣吾

報告第11号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED] [REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月2日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月2日
結果	済		

報告第11号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
借主	[REDACTED] [REDACTED]

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月3日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月3日
結果	済		

報告第11号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年2月21日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月21日
結果	済		

報告第11号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月26日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月26日
結果	済		

報告第11号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年2月21日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月21日
結果	済		

報告第11号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年2月21日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月21日
結果	済		

報告第11号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年2月14日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月14日
結果	済		

報告第11号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月3日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月3日
結果	済		

報告第11号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月9日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月9日
結果	済		

報告第11号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年2月28日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月28日
結果	済		

報告第11号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年1月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年1月1日
結果	済		

報告第11号第12項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月9日
結果	済		

報告第11号第13項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月9日
結果	済		

報告第11号第14項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月9日
結果	済		

報告第11号第15項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年2月28日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年2月28日
結果	済		

報告第11号第16項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月17日
結果	済		

報告第11号第17項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月15日
備考	3条使用設定（委員会）	引渡年月日	令和4年3月15日
結果	済		

報告第11号第18項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月16日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月16日
結果	済		

報告第11号第19項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月22日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月22日
結果	済		

報告第11号第20項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月22日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月22日
結果	済		

報告第11号第21項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月23日
結果	済		

報告第11号第22項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年3月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年3月23日
結果	済		

報告第12号第1項 農地等を自作している旨の証明について

申請人	[REDACTED]		
物件の表示等	[REDACTED]		
参考事項	福岡県税条例付則第9条第1項		
結果	済		

報告第12号第2項 農地等を自作している旨の証明について

申請人	[REDACTED]		
物件の表示等	[REDACTED]		
参考事項	福岡県税条例付則第9条第1項		
結果	済		

報告第13号 引き続き農業を行っている旨の証明について

受贈者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
引き続き農業経営を行っている期間	平成31年2月20日から令和4年2月28日	
参考事項	租税特別措置法第70条の4第1項	
結果	済	

報告第14号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について

受贈者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
引き続き特定貸付を行っている期間	平成31年2月8日から令和4年2月7日	
参考事項	租税特別措置法第70条の4第1項	
結果	済	

報告第15号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

事前質疑への回答

議案第3号第8項：[REDACTED] (農地法第5条)に関する事前質疑
7番：高野 敏治 農業委員
【質問】
工事計画期間が令和4年2月15日から4月15日であったが、現地を確認すると着工すらされていない。どうなっているのか。
【回答】
本案件は令和4年第1回農業委員会総会において審議され、転用許可が下りた議案となります。
(議案内容)
議案第3号第8項：[REDACTED] (農地法第5条)
譲受人：[REDACTED]
譲渡人：[REDACTED]
転用目的：太陽光発電設備

申請農地：[REDACTED]

本計画は権利移転の都合上、着工が遅れているとの回答がありました。現在の予定では4月末から5月連休明けより着工予定、9月末に完了予定となります。(譲受人である[REDACTED]に確認)なお、今回の変更については計画期間の延長のみとなっております。そのため、工事計画等の内容における変更ではないため、計画変更申請は不要です。(福岡県庁水田農業振興課の担当者より確認)

事務局の対応といたしまして、本案件の計画期間変更については、「軽微な変更申請書」を申請者より提出してもらうよう、指導いたします。また、添付書類の中に、転用申請時と同様、4か所の生産組合([REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED])より承諾のある水利関係承諾書の提出を求めます。

#### 【 質疑・意見 】

(4番農業委員：高野委員)

今お答えになったことは分かりました。しかし、これは農地法だけでなく、森林法も関連しますよね。農地法でせないかん部分と森林法でせないかん部分と線引きをして、明確に答えを出してもらいたいです。農業委員会で審議する案件と森林法の関係の線引きを図面上で提示してもらいたいです。

(事務局)

第一回総会のときに審議がありまして、その計画の期間が変更になったということで、こちらにつきましては申請者のほうに指導いたしまして、変更申請等々は出していただこうと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

(4番農業委員：高野委員)

いやだから、期間の変更は良いのですよ。遅れたら遅れたで良いのですよ。だったら、農地法で農業委員会が審議する件と森林法で土地の線引きをしてもらいたいと言っているんですよ。わかりますかね、事務局。

(事務局)

林地開発の件につきましては、農林振興関係の所管課のほうに確認を取りまして、対応していくたいと思っております。

(4番農業委員：高野委員)

すいません、じゃあそこんとこの線引きよろしく。はっきりしたら説明してください、お願いします。ありがとうございました。